

答 申 第 3 1 号  
( 諮 問 第 2 9 号 )

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 8 月 6 日付け鎌観第 1 1 0 8 号で諮問のあった下記の事  
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「平成22年度着地型観光事業において、商品開発事業者選定委員会で、業者選定条件として付した調査サンプル数、観光客1500、市民100×5地区、事業者500、以上のアンケート結果を証明する資料（平成22年度の単年）」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成26年7月9日付けで行った行政文書公開決定処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年6月30日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成22年度着地型観光事業において、商品開発事業者選定委員会で、業者選定条件として付した調査サンプル数、観光客1500、市民100×5地区、事業者500、以上のアンケート結果を証明する資料（平成22年度の単年）」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、異議申立人が公開を求めている文書を「『鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業』報告書」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、本件請求に係る情報が記載されたページを平成26年7月9日付け鎌倉市指令観第28号で、全部を公開とする行政文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年7月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年10月21日付けで提出された意見書及び平成27年5月1日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

本件対象文書は、請求時に記載したサンプル数を明確にしていない。

なお、口頭意見陳述において、異議申立人は本件請求に係る文書は本件対象文書以外に、公開すべき文書は存在しないと主張している。

### 3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

平成26年8月19日付けで提出された行政文書公開決定理由説明書及び平成27年5月1日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

実施機関は、本件対象文書を平成22年度着地型観光事業における調査サンプル数を明らかにする文書である、「『鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業』報告書」であると特定し、本件請求に係る情報が記載されたページを全部公開した。「『鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業』報告書」の中にはそれぞれ観光客、事業者及び市民それぞれのサンプル数が明記されており、また本件対象文書以外には本件請求に係る文書が存在しないため、決定は妥当である。

### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

#### (1) 本件対象文書について

本件請求に係る文書は、平成22年度着地型観光事業において実施されたアンケートに係る、調査サンプル数（観光客・市民・事業者）を明らかにする文書である。

#### (2) 本件対象文書の特定について

本件処分において、実施機関は全27ページにわたる本件対象文書を公開している。実施機関はこの本件対象文書に対し、文書中でサンプル数を明らかにしていることから、本件対象文書は本件請求に対する適切なものであり、また公開文書以外に本件請求に係る文書は存在しないと主張する。一方、異議申立人において

も、本件対象文書以外に本件請求に係る対象文書は存在しないと主張している。よって、本件対象文書の特定について争いは無い。

(3) 本件処分について

当審査会で、本件対象文書を見分したところ、アンケートに係る調査サンプル数及びアンケートの結果が記載されていることが確認された。また、実施機関の説明では、確かにアンケートのサンプル数については請求内容とは異なるが、アンケートの結果は本件対象文書にしか記載されておらず、本件対象文書以外に本件請求に係る対象文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は見当たらない。

以上のことから実施機関が本件対象文書を特定し、その上で全部公開とした実施機関の処分は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
26 / 6 / 30	行政文書公開請求書が提出される
7 / 9	行政文書公開決定通知書送付
7 / 23	異議申立書が提出される (担当課：観光商工課)
8 / 6	審査会に対し諮問
8 / 8	実施機関に対し、行政文書公開決定理由説明書の提出要請
8 / 19	行政文書公開決定理由説明書を受理
8 / 21	異議申立人に対し、行政文書公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
10 / 21	異議申立人から意見書を受理
10 / 23	実施機関に意見書(写)送付
27 / 5 / 1	第64回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
5 / 29	第65回審査会で審議
5 / 29	答申